

柏市農地利用最適化推進委員募集要領

1 区域及び募集人数

推進委員の区域及び募集人数は以下のとおりとします。

地区	担当する区域	募集人数
田中	伊勢原一丁目，大青田，大室，大室一丁目～三丁目，柏の葉二丁目，上利根，小青田，小青田二丁目～四丁目，正連寺，新利根，十余二，中十余二，西原一丁目，西原二丁目，西原四丁目～七丁目，花野井，船戸，船戸一丁目，船戸三丁目，船戸山高野，松葉町二丁目，松葉町三丁目，松葉町六丁目，松葉町七丁目，みどり台五丁目，若柴	2
富勢	北柏二丁目～五丁目，北柏台，宿連寺，根戸，根戸新田，布施，布施下，布施新町三丁目，弁天下	2
柏	あけぼの三丁目，あけぼの五丁目，旭町二丁目，旭町五丁目～六丁目，旭町八丁目，今谷上町，今谷南町，永楽台一丁目，柏，柏四丁目，柏六丁目，柏七丁目，柏下，柏中村下，かやの町，亀甲台二丁目，篠籠田，新柏二丁目，新柏四丁目，新富町一丁目，新富町二丁目，関場町，高田，常盤台，戸張，戸張新田，富里一丁目～三丁目，豊四季，豊住一丁目～三丁目，豊平町，西町，東二丁目，東三丁目，東柏一丁目，東柏二丁目，松ヶ崎，松ヶ崎新田，緑ヶ丘，南柏二丁目，八幡町，弥生町，豊町一丁目，豊町二丁目，吉野沢，呼塚新田	2

土	青葉台一丁目，逆井，逆井一丁目～五丁目，酒井根，酒井根一丁目，酒井根二丁目，酒井根四丁目～七丁目，新逆井一丁目，新逆井二丁目，中原一丁目，中原二丁目，つくしが丘五丁目，中新宿一丁目～三丁目，名戸ヶ谷，名戸ヶ谷一丁目，東中新宿一丁目，東中新宿二丁目，光ヶ丘，光ヶ丘一丁目，光ヶ丘二丁目，藤心，藤心一丁目，藤心三丁目，藤心五丁目，増尾，増尾一丁目～八丁目，増尾台一丁目，増尾台二丁目，増尾台四丁目，南逆井一丁目～四丁目，南逆井七丁目，南増尾，南増尾一丁目～八丁目	2
風早	大井，大井新田，大島田，大津ヶ丘一丁目～四丁目，五條谷，高南台一丁目，高南台二丁目，しいの木台一丁目～五丁目，高柳，高柳二丁目，高柳新田，塚崎，塚崎三丁目，藤ヶ谷，藤ヶ谷新田，緑台，南高柳，箕輪，箕輪新田	3
手賀	曙橋，泉，泉村新田，岩井，岩井新田，片山，片山新田，金山，水道橋，千間橋，染井入新田，手賀，手賀新田，手賀の杜一丁目～五丁目，布瀬，布瀬新田，柳戸，若白毛，鷺野谷，鷺野谷新田	4
合計		15

2 任期

令和3年7月15日以降で委嘱を受けた日から農業委員の任期終了（令和6年7月14日予定）まで

3 身分

柏市の特別職の非常勤職員

（地方公務員法第3条第3項第2号）

4 職務内容

- ・担い手の農地の集積・集約化，耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務など
- ・農地の権利移動，転用の許可等の審議及び決定に関する助言並びにこれらに関連する現地調査等
- ・農家からの相談対応及び農家への助言・指導

5 委員報酬

月額 58,500円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に意欲と識見を有する方とします。
ただし，次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処され，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

* 農業委員と推進委員の両方に応募することはできますが，両委員を兼ねることはできません。

7 推薦及び応募に係る手続き

この要領の指定様式に必要事項を記入し，柏市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。

なお，推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- ・農業者等（個人）が推薦する場合 → 様式第1号
* 個人が推薦する場合は3人以上の推薦が必要です。
- ・法人又は団体が推薦する場合 → 様式第2号
- ・応募する場合 → 様式第3号

(2) 応募用紙の入手方法

次の窓口に備えてあります。また柏市ホームページからもダウ

ンロードできます。

窓口：柏市農業委員会事務局（柏市柏5-10-1 別館4階）

柏市ホームページ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/090300/p057017.html>

8 受付期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで

・窓口に持参される場合は、上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

・郵送の場合は3月15日（月）必着です（消印有効ではありません）。

9 選定方法

提出された書類をもとに、柏市農地利用最適化推進委員評価委員会による評価に基づき、農業委員会が決定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

10 選考の考え方

選考は、以下の点について判断するとともに、農業委員との連携を考慮して行うものとします。

- （1）担当区域において、農業に関する識見、経験を有すること
- （2）担当区域の農地の耕作状況、所有状況に精通していること
- （3）耕作放棄地を所有していないなど農地法の趣旨に反していないこと
- （4）地域や農業関係者等からの信頼があり、地域のまとめ役としての資質があり、農地利用の最適化を推進できること
- （5）農地法に精通しており、農地に関する相談・指導を行うことができること
- （6）農業委員やその他関係者と連携・協力し、農地利用の最適化を推進して行くことができること

11 その他

推薦・公募状況の公表について、推薦及び公募の期間中（中間）及び募集期間終了後に次の事項をホームページで公表します。

- (1) 推薦をし，又は応募する区域
- (2) 推薦者（個人）の氏名，職業，年齢，性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）の名称，目的，代表者又は管理人の氏名，構成員の数及び構成員の資格・要件
- (4) 被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募をする者）の氏名，職業，年齢，性別，経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者を柏市農業委員に推薦しているか否かの別，又は応募者が柏市農業委員に応募しているかの別
- (7) 推薦を受けた者の数及び応募した者の数

1 2 推薦及び応募に係る書類の提出及びお問い合わせ先

〒277-8505

柏市柏5-10-1 別館4階

柏市農業委員会

電話：04-7167-1549